

県民説明会等における主な意見・質問等

森林整備について

- ・ 20年間所有者の権限を制限してしまうと木材供給量を拡大することができないのではないか。
→全額公費で行っている箇所をすぐに伐採してしまうのでは県民の理解が得られない。
一方、林業が成り立つ森林では、通常の国庫補助を活用して皆伐して植えていくような循環利用を推進している。
- ・ 地目が山林でない森林化した農地などで事業を実施できないか。
→耕作放棄地等でも、非農地証明が出されたような箇所は対象になる。
- ・ 第1期において森林所有者の同意取得を得るための、所有者の特定が困難でなかなか事業が進まなかったということがあったが、今後の対策は。
→森林法が改正され、平成31年までに森林所有者などを明らかにした林地台帳を各市町村が作ることとなった。県・市町村が協力してこれに取り組むことにより森林所有者の特定を進めていきたい。
- ・ 荒廃森林整備実施後の保育をしなければ、材としての利用価値もないのではないか。
→林業としての視点で森林整備を推進し、林業振興を図る森林がある一方、税事業については、森林所有者が手入れ出来ない森林を強度に間伐し、針広混交林に移行させて森林の持つ公益的機能を発揮させようとするものである。
- ・ (意見) 民有林では、個人が森林に手を入れていくのはこれからも無理な状況。この事業は絶対に必要なので、2期、3期と言わず、長く続けてもらいたい。

野生鳥獣害対策について

- ・ 野生鳥獣を減らす努力もお願いしたい。
→ニホンジカの生息推定頭数を平成35年度までに半減させる目標をたて、捕獲に取り組んでいる。
- ・ 個人の税額負担500円は、もっと値上げして鳥獣害対策等に徹底的に取り組んだらどうか。
→アンケート調査の結果では、今のまま現状を維持すべきとの回答が過半数を占めた。今の県民の負担を更に上げる事は困難であり、十分な議論が必要となる。

木材利用について

- ・未利用材を搬出する方法の検討やそれがどのように利用できるかを検討してもらいたい。
→未利用材の活用については、森林環境税に限らず資源の有効活用の観点から、今後検討していく。
- ・森林環境税を新たな木製品開発への助成や、県外への木製品販売に係る助成などに充当する考えはあるか。
→税収が限られている中で、税事業で行う県産材の普及については、普及効果の高い学校施設への助成を行うこととした。県産材の利用拡大については、税事業以外の様々な財源による実施を検討していく。

その他

- ・国が森林環境税を取ることであった場合、県とダブルで徴収されるのか。
→国の森林環境税の内容は、まだ明らかにされていないが、地球温暖化対策のための安定財源の確保を目的として検討していると聞いている。この場合、国の補助金の中に森林環境税が充てられるのではないかと考えられるが、国の動向を注視しながら本県の税制度の運用について適時適切に対応していく。
- ・作業道よりも規格が上の車が走れるような道の整備についても税を活用できないか。
→税事業では、事業実施に必要な軽の4輪駆動自動車を通れるような作業道整備を対象にしている。木材搬出のためのトラックが走れるような道については、他の補助制度を活用して整備している。
- ・森林環境税を活用した取り組みの成果について、見える化を図ってほしい。
→より分かり易い形で県民の方々にお知らせすることを検討していく。
- ・環境教育に関連した森林体験活動支援事業や地域の森づくり活動支援事業については、実施したことのフィードバックを行ってほしい。
→森林体験活動支援事業については、それぞれの教育機関が行う活動のきっかけづくりとして行っている。事業実施後には助言等行い、それぞれの自立的な活動につなげる工夫をしている。